

北陸信越運輸局報



令和元年6月21日（金曜日） 第585号

 明日の交通・環境を創造します。
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

表彰	△ 平成31年 観光関係功労者 国土交通大臣表彰	・・・P1
	△ 令和元年 春の叙勲受章者	・・・P1
	△ 令和元年 春の褒章受章者	・・・P2
公示	△ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定による事案の公示	・・・P2
	△ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験及び申請後試験について	・・・P2
	△ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請について	・・・P3
行政処分	△ 自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・P8

○ 表 彰

■平成31年 観光関係功労者 国土交通大臣表彰（北陸信越運輸局関係分）（総務部）

多年にわたり観光関係事業に精励され、功績顕著である下記の方は、平成31年4月22日付けで国土交通大臣から表彰されました。

(敬称略)

事業の種別	氏名	職名	県別
旅館業	柄澤 章司	(一社) 日本旅館協会 常務理事 (有) 菅平高原ホテル柄澤 代表取締役社長	長野県

■令和元年 春の叙勲受章者（北陸信越運輸局関係分）（総務部）

多年にわたり国土交通関係業務に精励されご功績のあった下記の方は、勲章が授与されました。

(敬称略)

勲等	氏名	職名	県別
旭日双光章	五十嵐 由之	東和造船(株) 社長 (一社) 北陸信越小型船舶工業会 会長	新潟県

令和元年5月21日付（内閣）

■令和元年 春の褒章受章者（北陸信越運輸局関係分）（総務部）

多年にわたりボランティア活動に従事し顕著な実績を挙げられた下記の団体は、褒章が授与されました。

(敬称略)

褒章	名称	功績概要	県別
緑綬褒章	大沢福寿会	J R大沢駅とその周辺環境美化奉仕活動	新潟県

令和元年5月21日付（内閣）

○ 公 示

■公示第18号（自動車交通部）

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定による事案の公示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項の規定による運賃の範囲の指定について下記のとおり事案の公示を行う。

令和元年6月12日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

記

1. タクシーに係る公定幅運賃

事案番号	事案概要	適用する営業区域
31旅108号	「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について（平成26年2月28日付け公示第110号）」により指定した公定幅運賃に消費税率引き上げ分（110/108）を転嫁したものを公定幅運賃として設定する。	新潟交通圏 長岡交通圏 上越交通圏 新発田市A 柏崎市A
31旅109号	同上	長野交通圏 松本交通圏 上田市A 飯田市A
31旅110号	同上	富山交通圏 高岡・氷見交通圏 砺波市B、南砺市
31旅111号	同上	金沢交通圏 南加賀交通圏

■公示第19号（自動車交通部）

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験及び申請後試験について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請等をする前の者を対象とする事前試験及び許可申請等をした者を対象とする申請後試験について、下記のとおり実施することとしたので公示する。

令和元年6月14日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

記

1. 試験日 令和元年7月16日（火）
2. 時間 受付 13時00分～13時20分
試験（法令）13時30分～14時20分
3. 試験場所

申請営業区域	試験会場
新潟交通圏	新潟運輸支局 会議室
富山交通圏	富山運輸支局本庁舎 会議室
長野交通圏	長野運輸支局 会議室
松本交通圏	

4. 受験資格者

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成14年7月1日付け公示第25号）Ⅱ. 1. に該当する者

■公示第20号（自動車交通部）

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請（令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴う運賃等の改定を実施するため）があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和元年6月21日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

（事案の種類） 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	事案概要	備考
31旅77	新潟交通株式会社	申請年月日 令和元年5月31日 均一制 230円（230円） 対キロ区間制 基準賃率 40円70銭 （40円70銭） 初乗運賃 180円（170円）	

		改定率	1. 0 1 6 2 7 %	
31 旅 78	新潟交通観光バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 41円80銭 (41円80銭) 180円 (170円) 基準賃率 35円70銭 (35円70銭) 160円 (150円) 1. 0 1 8 5 2 %	
31 旅 79	越後交通株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 30円40銭 (30円40銭) 160円 (150円) 基準賃率 33円80銭 (33円80銭) 180円 (170円) 1. 0 1 7 8 4 %	
31 旅 80	南越後観光バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 30円40銭 (30円40銭) 160円 (150円) 1. 0 1 7 1 4 %	
31 旅 81	頸城自動車株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 51円10銭 (50円10銭) 170円 (170円) 1. 0 1 7 4 8 %	
31 旅 82	くびき野バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 51円10銭 (50円10銭) 170円 (170円) 1. 0 1 7 5 1 %	
31 旅 83	東頸バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 51円10銭 (50円10銭) 170円 (170円) 1. 0 1 7 5 1 %	
31 旅 84	頸北観光バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 51円10銭 (50円10銭) 170円 (170円) 1. 0 1 8 4 3 %	

31 旅 85	アルピコ交通株式会社	申請年月日 均一制 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月30日 200円(200円) 基準賃率 48円40銭 (47円50銭) 150円(150円) 基準賃率 50円90銭 (49円80銭) 150円(150円) 基準賃率 52円50銭 (51円60銭) 160円(160円) 1.01708%	
31 旅 86	長電バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月28日 基準賃率 56円90銭 (55円90銭) 180円(180円) 1.01742%	
31 旅 87	千曲バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月2日 基準賃率 50円20銭 (49円30銭) 150円(150円) 1.01797%	
31 旅 88	伊那バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 50円80銭 (49円90銭) 150円(150円) 1.01799%	
31 旅 89	中央アルプス観光株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 50円80銭 (49円90銭) 150円(150円) 1.01802%	
31 旅 90	草軽交通株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	平成31年4月18日 基準賃率 52円20銭 (51円30銭) 130円(130円) 1.01754%	
31 旅 91	株式会社関電アメニックス	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月29日 基準賃率 60円80銭 (59円70銭) 150円(150円) 1.01843%	

31旅92	伊那市	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月15日 基準賃率 52円10銭 (51円20銭) 210円(200円) 1.01758%	
31旅93	東信観光バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月24日 基準賃率 50円20銭 (49円30銭) 140円(140円) 1.01806%	
31旅94	ジェイアールバス関東株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 50円90銭 (49円90銭) 140円(140円) 1.01850%	
31旅95	西武観光バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月30日 基準賃率 47円20銭 (47円20銭) 130円(130円) 1.01800%	
31旅96	富山地方鉄道株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 210円(200円) 240円(240円) 基準賃率 45円20銭 (45円20銭) 170円(170円) 1.01674%	
31旅97	加越能バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月24日 基準賃率 48円20銭 (47円30銭) 160円(160円) 1.01649%	
31旅98	富山地鉄北斗バス株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 210円(200円) 240円(240円) 基準賃率 45円20銭 (45円20銭) 170円(170円) 1.01821%	
31旅99	立山黒部貫光株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月30日 基準賃率 64円10銭 (63円00銭) 90円(90円) 1.01841%	

31 旅 100	北陸鉄道株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 地帯制③ 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 200円(200円) 230円(220円) 250円(240円) 基準賃率 39円90銭 (39円90銭) 170円(170円) 1.01850%	
31 旅 101	北鉄金沢バス株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 地帯制③ 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 200円(200円) 230円(220円) 250円(240円) 基準賃率 39円90銭 (39円90銭) 170円(170円) 1.01833%	
31 旅 102	北鉄奥能登バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月23日 基準賃率 37円10銭 (37円10銭) 150円(150円) 基準賃率 39円90銭 (39円90銭) 170円(170円) 1.01850%	
31 旅 103	北鉄能登バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月27日 基準賃率 35円40銭 (35円40銭) 140円(140円) 基準賃率 36円80銭 (36円80銭) 150円(150円) 基準賃率 39円90銭 (39円90銭) 170円(170円) 1.01616%	
31 旅 104	小松バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月22日 基準賃率 47円30銭 (47円30銭) 160円(160円) 1.01795%	

31 旅 105	加賀白山バス株式会社	申請年月日 地帯制① 地帯制② 地帯制③ 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 200円(200円) 230円(220円) 250円(240円) 基準賃率 38円50銭 (38円50銭) 160円(160円) 1.01840%	
31 旅 106	加賀温泉バス株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 37円10銭 (37円10銭) 150円(150円) 基準賃率 38円00銭 (38円00銭) 160円(160円) 1.01648%	
31 旅 107	能登島交通株式会社	申請年月日 対キロ区間制 初乗運賃 改定率	令和元年5月31日 基準賃率 40円00銭 (40円00銭) 140円(140円) 1.01652%	

※ () 内は現行

○ 行政処分

■一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分（事業停止）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
令和元年5月8日	株式会社 きらめき	本社営業所	事業停止 (33日間)	平成30年10月23日、監査実施。9件の	56	56

	石川県金沢市本町 2-4-1	石川県小松市津波倉町ハ 38	道路運送法第 15 条第 1 項、同法第 27 条第 3 項及び同法第 30 条第 2 項	<p>違反が認められた。</p> <p>(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第 15 条第 1 項)</p> <p>(2) 運送引受書の写しの保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 2 項)</p> <p>(3) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 5 項)</p> <p>(4) 乗務等の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 25 条第 1 項～第 2 項)</p> <p>(5) 運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 26 条第 1 項)</p> <p>(6) 運行指示書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 28 条の 2 第 2 項)</p> <p>(7) 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)</p> <p>(8) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第 48 条)</p> <p>(9) 事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第 30 条第 2 項)</p>		
--	----------------	----------------	---	--	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者が付されている点数の総和を表す。

以 上